

ユニット型指定介護老人福祉施設

【令和7年4月1日現在】

事業所名	指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 金澤五番丁																																																										
事業の種類	介護老人福祉施設	介護保険事業所番号 1770103073																																																									
事業所の所在地	石川県金沢市下本多町五番丁14番地																																																										
事業所連絡先	076-262-1165	管理者 勝裕 健司																																																									
運営方針	① 入居前の居宅における生活と入居後の生活が継続したものとなるよう配慮します。 ② 各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことができるよう支援します。 ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。 ④ 地域や家庭との結びつきを重視します。																																																										
サービス内容	次の介護サービスを提供します。入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上のお世話、機能訓練など																																																										
利用定員	50名																																																										
従業者の職種・員数 (本体施設及び短期)	管理者(1名) 医師(1名・非常勤) 生活相談員(1名) 介護職員(18名以上) 看護職員(3名) 管理栄養士(1名以上) 機能訓練指導員(1名・兼務) 介護支援専門員(1名・兼務)																																																										
従業者の勤務体制 (本体施設及び短期)	医師 毎週月曜日、木曜日の午後2時～午後3時 歯科医師 随時往診 介護職員 早番 午前7時～午後4時(6名) 日勤 午前8時30分～午後5時30分(0～3名) 遅番① 午後12時30分～午後9時30分(3名) 遅番② 午後1時～午後10時(3名) 夜勤① 午後9時45分～翌午前7時15分(3名) 看護職員 日勤① 午前8時30分～午後5時15分(0～1名) 日勤② 午前9時～午後5時45分(1名) 生活相談員 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(1名) 機能訓練指導員 月曜～金曜(1日:2時間)(1名) ※ 土曜日・日曜日、祝日、年末年始は上記と異なります。																																																										
緊急時の対応・方法	介護福祉施設サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は下記協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じます。																																																										
事故発生時の対応・方法	① ご利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 ② ご利用者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が生じた場合は、損害賠償を速やかに行います。																																																										
協力医療機関	① 独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター 主な診療科目 内科、循環器科、精神科、外科、整形外科、他 ② 医療法人財団松原愛育会 松原病院とびうめ館 主な診療科目: 内科、高齢者内科、認知症疾患 ③ 竹内歯科医院 主な診療科目 歯科																																																										
苦情相談窓口	窓口 金澤五番丁 (連絡先 076-262-1165) 担当 生活相談員 筆島 一平																																																										
第三者評価の実施状況	当事業所は、石川県福祉サービス第三者評価を受診していません。																																																										
利用料	1日当りの利用料金 〇は介護保険給付対象であり、地域区分(1.4%上乘せ)にて1単位に10.14円を乗じた金額表示であります。なお、負担の1割を記載しています。(2割負担の方は、2倍の負担。3割負担の方は、3倍の負担となります) <table border="0"> <tr> <td>＜介護サービス費＞</td><td>＜加 算＞</td><td></td></tr> <tr> <td>○ 要介護1 680円</td><td>○ 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)</td><td>1日あたり (Ⅰ)6円(Ⅱ)14円</td></tr> <tr> <td>○ 要介護2 751円</td><td>○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)</td><td>1日あたり28円</td></tr> <tr> <td>○ 要介護3 827円</td><td>○ 日常生活継続支援加算</td><td>1日あたり47円</td></tr> <tr> <td>○ 要介護4 899円</td><td>○ 栄養マネジメント加算</td><td>1日あたり12円</td></tr> <tr> <td>○ 要介護5 969円</td><td>○ 口腔衛生管理体制加算</td><td>1月あたり31円(該当者のみ)</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 経口維持加算</td><td>1月あたり406円(該当者のみ)</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 排せつ支援加算</td><td>1月あたり11円</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 自立支援促進加算</td><td>1月あたり284円</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)</td><td>日数に応じた単位数で算定</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 退所時情報提供加算</td><td>1回あたり254円(該当者のみ)</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 協力医療機関連携加算</td><td>1か月あたり6円</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)</td><td>1か月あたり(Ⅰ)153円(Ⅱ)122円</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)</td><td>1か月あたり6円</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)</td><td>1か月あたり11円</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 介護職員処遇改善加算</td><td>介護サービス費と加算の合計に加算率(8.3%)を乗じる</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 介護職員等特定処遇改善加算</td><td>介護サービス費と加算の合計に加算率(2.7%)を乗じる</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 介護職員等ベースアップ等支援加算</td><td>介護サービス費と加算の合計に加算率(1.6%)を乗じる</td></tr> <tr> <td></td><td>○ 初期加算</td><td>1日あたり 31円(該当者のみ)</td></tr> </table> ◎ 食費 1日あたり 1,445円 ○ 外泊加算 1日あたり 250円(6日以内の入院又は外泊された場合) ◎ 居住費 1日あたり 2,462円 ※ 詳細については、ご相談下さい。		＜介護サービス費＞	＜加 算＞		○ 要介護1 680円	○ 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	1日あたり (Ⅰ)6円(Ⅱ)14円	○ 要介護2 751円	○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日あたり28円	○ 要介護3 827円	○ 日常生活継続支援加算	1日あたり47円	○ 要介護4 899円	○ 栄養マネジメント加算	1日あたり12円	○ 要介護5 969円	○ 口腔衛生管理体制加算	1月あたり31円(該当者のみ)		○ 経口維持加算	1月あたり406円(該当者のみ)		○ 排せつ支援加算	1月あたり11円		○ 自立支援促進加算	1月あたり284円		○ 看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	日数に応じた単位数で算定		○ 退所時情報提供加算	1回あたり254円(該当者のみ)		○ 協力医療機関連携加算	1か月あたり6円		○ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	1か月あたり(Ⅰ)153円(Ⅱ)122円		○ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1か月あたり6円		○ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1か月あたり11円		○ 介護職員処遇改善加算	介護サービス費と加算の合計に加算率(8.3%)を乗じる		○ 介護職員等特定処遇改善加算	介護サービス費と加算の合計に加算率(2.7%)を乗じる		○ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービス費と加算の合計に加算率(1.6%)を乗じる		○ 初期加算	1日あたり 31円(該当者のみ)
＜介護サービス費＞	＜加 算＞																																																										
○ 要介護1 680円	○ 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	1日あたり (Ⅰ)6円(Ⅱ)14円																																																									
○ 要介護2 751円	○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	1日あたり28円																																																									
○ 要介護3 827円	○ 日常生活継続支援加算	1日あたり47円																																																									
○ 要介護4 899円	○ 栄養マネジメント加算	1日あたり12円																																																									
○ 要介護5 969円	○ 口腔衛生管理体制加算	1月あたり31円(該当者のみ)																																																									
	○ 経口維持加算	1月あたり406円(該当者のみ)																																																									
	○ 排せつ支援加算	1月あたり11円																																																									
	○ 自立支援促進加算	1月あたり284円																																																									
	○ 看取り介護加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	日数に応じた単位数で算定																																																									
	○ 退所時情報提供加算	1回あたり254円(該当者のみ)																																																									
	○ 協力医療機関連携加算	1か月あたり6円																																																									
	○ 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)	1か月あたり(Ⅰ)153円(Ⅱ)122円																																																									
	○ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1か月あたり6円																																																									
	○ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1か月あたり11円																																																									
	○ 介護職員処遇改善加算	介護サービス費と加算の合計に加算率(8.3%)を乗じる																																																									
	○ 介護職員等特定処遇改善加算	介護サービス費と加算の合計に加算率(2.7%)を乗じる																																																									
	○ 介護職員等ベースアップ等支援加算	介護サービス費と加算の合計に加算率(1.6%)を乗じる																																																									
	○ 初期加算	1日あたり 31円(該当者のみ)																																																									
その他の費用	① 特別な食事 「おもてなし料理の日」「利用者が提供の食事以外に希望されたもの(酒類含む)」の実費 ② 特別な室料 特別室を選択された場合、日額Bグレード:514円、Cグレード:720円、Dグレード:823円のご負担 ③ 個人的な電化製品を使用される場合 (使用量を問わず)1点月額500円のご負担 ④ その他の日常生活費(趣味活動の際の経費、外出時の入場料、「Café」での飲食代、病院での診療費、理容等)の実費 ⑤ 契約終了後も居室を明け渡しされない場合、別途料金をお支払い頂きます。																																																										
サービス利用にあたっての留意事項	当施設をご利用するにあたって、ご利用者同士の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。 ① ご利用にあたり、次のものは原則としてお持込は出来ません。(ペット、危険物、銃刀類、薬物(麻薬、大麻等) ② 訪問時間 午前8時～午後9時とさせていただきます。なお、緊急時はこの限りではありません。 ③ 外出、外泊 2日前までにお申し出下さい。但し、外泊は、最長で月間6日間以内となります。 ④ 喫煙 施設内の指定された場所以外の喫煙はご遠慮下さい。 ⑤ ご利用者、施設職員への宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮下さい。 ⑥ 喧嘩、口論、泥酔等による、他のご利用者へご迷惑になる行為はご遠慮下さい。 ⑦ 故意に設備、備品等を破損、破壊する行為はご遠慮下さい。																																																										